

○ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年^{内閣府令第三号}総務省令第三号）

改正案	現行
（郵便貯金銀行の届出事項） 第十二条 法第二百一十条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。 一 三 （略） 四 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二百一十條^{及び}第二百二十六条の二第一項の規定による認定 （郵便保険会社の届出事項） 第二十七条 法第四百九条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。 一 四 （略） 五 預金保険法第二百二十六条の二第一項の規定による認定	（郵便貯金銀行の届出事項） 第十二条 法第二百一十条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。 一 三 （略） 四 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二百一十條の規定による認定 （郵便保険会社の届出事項） 第二十七条 法第四百九条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。 一 四 （略） （新設）